

「婦人保護施設の設備及び運営に関する基準」の条例制定の概要

1 経緯

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の制定により、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部が改正されました。

この改正により、これまで国の法令で全国一律に定められていた婦人保護施設の設備及び運営に関する基準は、都道府県等が条例で定めることとされました。

このため、沖縄県では、県民が安心・安全に利用できるよう、かつ、利用者の処遇が適切に行われるようななどの観点から検討した結果を踏まえ、別添のとおり、「沖縄県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例案骨子」を取りまとめました。

2 条例で定める基準

改正後の児童福祉法第45条第2項の規定に基づき、都道府県等が条例で定める婦人保護施設の設備及び運営に関する基準については、①厚生労働省令で定める基準に従うべき基準と、②厚生労働省令で定める基準を参酌すべき基準があります。

厚生労働省令	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第49号）
従うべき基準	厚生労働省令の規定に基づき次の基準 ・職員及び施設長の資格要件の基準 ・居室の設置及び当該居室の床面積
参酌すべき基準	厚生労働省令の規定に基づき次の基準 ・従うべき基準以外の基準

備考

- ① 「従うべき基準」とは、「条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例で許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの」である。よって、条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならないものであり、厚生労働省令の「従うべき基準を」を下回る内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じ「従うべき基準」を上回る内容を定めることは許容されるものである。
- ② 「参酌すべき基準」とは、地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるものである。

3 基準に対する沖縄県の考え方

沖縄県では、条例で定める基準について次の観点から検討を行いました。

- ①厚生労働省令の基準のとおり全国一律の内容が望ましいものかどうか。
- ②地域の実情に応じて厚生労働省令の基準を緩和することが望ましいものは何か。
- ③厚生労働省令には基準はないが、地域の実情等から追加することが望ましいものは何か。

上記の視点から、「従うべき」とされている基準については、県内において基準を変更（上回る基準）する必要があるかどうか、また、「参酌すべき」とされている基準については、厚生労働省令の基準を下回る又は緩和する理由、事情等があるかどうかを考慮して検討しました。

その結果、厚生労働省令において婦人保護施設の基本方針が、「入所者に対し、健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員により、社会において自立した生活を送るための支援を含め、適切な処遇を行えるよう努めなければならない」とされている趣旨を踏まえ、県民が安心・安全に婦人保護施設を利用し、適切な支援が受けられ、婦人保護施設が求められている目的を達成するために、児童福祉施設をはじめ他の社会福祉施設の基準との均衡も考慮して検討したところ、次に掲げる内容を追加することが適当と考えられます。

- ①婦人保護施設の設備及び運営の一層の向上等を図ること。
- ②入所者の人権に配慮した運営を行うこと。
- ③非常災害に備えるため、月1回以上の訓練を行うこと。
- ④施設職員の資質向上と研修の機会を確保すること。
- ⑤入所者を平等に取り扱うこと。
- ⑥入所者等の秘密を漏らしてはならないこと。
- ⑦配偶者暴力相談支援センター及び母子生活支援施設と連携を図ること。

4 条例案骨子と今後の対応

上記3の考え方に基づき、別添のとおり条例案骨子を取りまとめましたので、県民を対象にパブリック・コメントを実施した上で、有識者等による意見を聴き、条例案を取りまとめることとします。

(参考) 沖縄県内における社会福祉施設の状況等

施設区分	設置数	施設の概要
婦人保護施設	1	売春防止法に基づき、性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子(要保護女子)を収容保護することを目的とする施設。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき、配偶者からの暴力を受けた者を保護することができる。

※設置数は平成24年4月1日現在